

(電力提供サービス利用契約約款・選択規約「エネビジョンプラン」)

# EnneVision 料金適用規約

実施日 2014年6月1日



改定発布 2017年7月31日(第000220号)

## 【お客さま情報の利用目的に関するご案内】

1. 「電力提供サービス」により知り得た個人情報(個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。)につきましては、お客さまの本人確認、与信管理、電力提供サービスおよびこれに付随するサービスに関するマーケティング、分析、キャンペーン等の案内、お客さまサービス向上に寄与するための情報提供、これらサービスの提供、工事、保守ならびに障害対応業務等、料金の計算および請求、これらに関するお客さまへの連絡、その他電力提供サービス利用契約約款等に基づく契約内容の実施に必要となる範囲内で利用いたします。  
なお、お客さまとの電力提供サービスに係る契約が終了した後においても、上記の利用目的の範囲内で個人情報を利用することがあります。
2. 「電力提供サービス」により知り得た個人情報につきましては、「個人情報の保護に関する法律」および関連法令、弊社「NTT ファシリティーズお客様個人情報の保護に関する方針」および経済産業省「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」にもとづき、当社が業務を委託する他の事業者または第三者に提供することがあります。

# EnneVision 料金適用規約

## 目次

<b>第1章. 総則</b> .....	1
第1条 本規約の変更 .....	1
第2条 定義 .....	1
<b>第2章. 契約の申込み</b> .....	1
第3条 EnneVision 料金適用契約の申込み .....	1
第4条 EnneVision 料金適用契約の成立と契約期間 .....	1
<b>第3章. 契約メニューおよび料金</b> .....	2
第5条 契約メニュー .....	2
第6条 料金 .....	3
第7条 料金の適用開始の時期 .....	3
<b>第4章. 契約の変更および終了</b> .....	3
第8条 本契約の変更 .....	3
第9条 お客さまからの本契約の終了 .....	3
<b>附則</b> .....	4

## 第1章. 総則

本 EnneVision 料金適用規約(以下「本規約」といいます。 )は、EnneVision 提供対象マンションにおいて、当社と電力提供サービス利用契約約款(以下「原約款」といいます。 )にもとづくシステム利用契約(以下「原契約」といいます。 )を締結し、EnneVision 料金の適用を希望される場合に必要事項を定めたものです。

本規約で定める事項については、原約款ならびに原契約に優先して適用されるものとし、本規約で定めのない事項については原約款ならびに原契約を適用することといたします。

### 第1条 本規約の変更

当社は、お客さまの承諾を得ることなく、本規約を変更することがあります。この場合、本 EnneVision 料金その他の適用条件は、変更後の本規約によります。

変更後の本規約については当社ホームページ等を通じてご案内するものとし、本規約の変更は当社が別途定める場合を除き、当社が当社ホームページ等に開示した時点で効力を生じるものとしていたします。

### 第2条 定義

次の言葉は、本規約においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) EnneVision  
省エネを支援するエネルギー情報提供サービスをいいます。
- (2) 対象建物  
当社が建物所有者または管理組合等と締結した電力提供サービスに関する契約の対象とした建物をいいます。
- (3) 夏季  
毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。
- (4) その他季  
毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。
- (5) 昼間時間  
毎日午前11時から午後4時までの時間をいいます。
- (6) 朝晩時間  
毎日午前7時から午前11時までの時間および毎日午後4時から午後11時までの時間をいいます。
- (7) 夜間時間  
昼間時間および朝晩時間以外の時間をいいます。

## 第2章. 契約の申込み

### 第3条 EnneVision 料金適用契約の申込み

お客さまが、新たに EnneVision 料金の適用をご希望される場合は、あらかじめ本規約を承諾されたうえで当社所定の申込書によって申込みをしていただきます。

ただし、本規約は EnneVision をご利用のお客様に限り適用いたします。

### 第4条 EnneVision 料金適用契約の成立と契約期間

- (1) EnneVision 料金を適用する契約(以下「本契約」といいます。 )は、申込書により申込みいただき、当社が承諾したときに成立するものとしていたします。
- (2) 契約期間は次によります。
  - イ. 契約期間は、EnneVision 料金適用開始の日から1年間といたします。
  - ロ. 契約期間満了に先だつて本契約の終了または変更がない場合は、本契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとしていたします。
- (3) 本契約の最低契約期間は、EnneVision 料金適用開始の日から起算して1年間といたします。お客さまからの希望により、当該最低契約期間内に本契約を終了する場合には、開始日から終了日の前日までの期間の料金について、原約款添付別表1(料金表)に規定された臨時電灯Bに基づき算定した料金とすでにお支払いいただいた料金との差額を違約金として当社よりご案内させていただきます。精算していただくことといたします。ただし、原契約が解約その他の理由により終了した場合は、本契約は当然に終了し、この場合の料金の計算には、上記の定めは適用されず、原約款第16条(日割計算)を適用いたします。
- (4) 本規約の料金の改定がなされた場合は、(2)および(3)の規定にかかわらず、お客さまは本契約を

終了させることができます。この場合には、(3)の規定にもとづく違約金に関する精算は行いません。

### 第3章 契約メニューおよび料金

#### 第5条 契約メニュー

##### (1) 契約メニュー

エネルギー季節別時間帯別電灯を適用いたします。

##### (2) エネルギー季節別時間帯別電灯の料金

###### イ. 適用範囲

当社が指定した対象建物の居住用部分に限り適用いたします。

管轄電力会社が東京電力である対象建物においては、東京電力(Ⅰ型)は当社が指定した対象建物のうち、原約款別表 1-2(付加サービス料金等)イ.における基本割引を適用している対象建物について適用し、東京電力(Ⅱ型)は当社が指定した対象建物のうち、原約款別表 1-2(付加サービス料金等)イ.における基本割引を適用していない対象建物について適用いたします。

###### ロ. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツ(管轄電力会社が中部・関西・九州電力となる場合については 60 ヘルツ)といたします。

###### ハ. 契約電流ならびに契約容量

(イ) 契約電流は 10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。この場合、当社は契約電流に応じて電流制限器等を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限されている場合等、契約をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は電流制限器等を取り付けないことがあります。ただし、LLプランのお客様または関西電力エリアのお客様が本契約メニューに変更する場合は、契約電流は定めません。

(ロ) 6 キロボルトアンペア以上となる契約容量については、契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

###### ニ. 料金

料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、電力量料金は、電力会社が算定した燃料費調整額を差し引きもしくは、加えたものといたします。なお、電力提供サービス利用契約約款の改定に伴い、改定後の従量電灯 B を適用した料金と、エネルギー季節別時間帯別電灯を適用した料金が同水準となるように、基本料金および電力量料金を改定することがあります。

###### (イ)基本料金

基本料金は、1 ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、管轄電力会社が東京・北海道・東北・中部・九州電力となる場合においては、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

管轄電力会社	東京電力 (Ⅰ型)	東京電力 (Ⅱ型)	北海道 電力	東北電力	中部電力	関西電力	九州電力
基本料金							
契約電流 10 アンペア	266.76	280.80	318.06	307.80	266.76	-	277.02
契約電流 15 アンペア	400.14	421.20	477.09	461.70	400.14	-	415.53
契約電流 20 アンペア	533.52	561.60	636.12	615.60	533.52	-	554.04
契約電流 30 アンペア	800.28	842.40	954.18	923.40	800.28	-	831.06
契約電流 40 アンペア	1,067.04	1,123.20	1,272.24	1,231.20	1,067.04	-	1,108.08
契約電流 50 アンペア	1,333.80	1,404.00	1,590.30	1,539.00	1,333.80	-	1,385.10
契約電流 60 アンペア	1,600.56	1,684.80	1,908.36	1,846.80	1,600.56	-	1,662.12
契約容量 1 キロボルト アンペアにつきにつき	266.76	280.80	318.06	307.80	266.76	-	277.02
LL プラン 1 契約につ き	1067.04	1123.20	1,272.24	1231.20	1067.04	-	1,108.08
1 契約につき	-		-		-	29.16	-

税込：整数部分は“円”、小数点以下は“銭”と読み替えます。例：1,000.50 = 1,000 円 50 銭  
(口)電力量料金

電力量料金は、1 ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

管轄電力会社	東京電力 Ⅰ型	東京電力 Ⅱ型	北海道 電力	東北電力	中部電力	関西電力	九州電力
夏季昼間時間 1 キロワット時につき	45.59	46.81	49.15	44.44	45.18	45.73	42.57
その他季節間時間 1 キロワット時につき	35.78	37.00	39.34	34.63	35.37	35.93	32.76
朝晩時間 1 キロワット時につき	19.85	21.07	23.41	18.70	19.45	20.01	16.83
夜間時間 1 キロワット時につき	19.75	20.97	23.31	18.60	19.34	19.90	16.73

税込：整数部分は“円”、小数点以下は“銭”と読み替えます。例：1,000.50 = 1,000 円 50 銭

#### 第6条 料金

料金は、第5条(契約メニュー)および原約款にしたがって計算された1ヶ月の基本料金、電力量料金、付加サービス料金および国または地方公共団体等による賦課金等の合計といたします。

ただし、電力量料金は、燃料費調整額を差し引き、もしくは加えたものといたします。

$$\text{料金} = \text{基本料金} + \text{電力量料金} \pm \text{付加サービス} \\ + \text{国または地方公共団体等による賦課金等(再生可能エネルギー発電促進賦課金)}$$

上記料金には、原約款別表 1-2(付加サービス料金等)における基本割引は適用いたしません。

なお、料金は税抜価格により算定した金額に消費税等相当額を加算させていただき、合計金額の単位は1円とし、その端数は、切り捨てます。

#### 第7条 料金の適用開始の時期

料金は、本契約が成立した日の翌月1日から適用いたします。

### 第4章. 契約の変更および終了

#### 第8条 本契約の変更

- (1) お客さまが本契約の変更を希望される場合は、第3条(EnneVision 料金適用契約の申込み)に定める新たな本契約を希望される場合に準ずるものといたします。
- (2) 本契約の変更にともなう料金は、原約款第16条(日割計算)を適用いたします。

第9条 お客さまからの本契約の終了

- (1) お客さまが本契約の適用を終了しようとする場合は、あらかじめ期日を定め、当社に通知していただきます。  
当社は、原則として、お客さまから通知のあった日の月末に料金を終了させるための適当な処置を行います。  
ただし、当社の責めとならない理由(非常変災等の場合を除きます。)により本契約を終了させるための処置ができない場合は、終了させるための処置が可能になった日に終了するものいたします。
- (2) 料金の適用が終了された場合において、あらかじめ通知された終了日の属する月末までは本契約に基づく料金を適用することとし、翌月1日より原契約に基づく料金を適用いたします。
- (3) (1)にかかわらず原契約が解約または終了した場合は、本契約は終了します。  
この場合の料金の計算は、前項(2)によらず、原約款第16条(日割計算)を適用いたします。

# 附 則



## 附 則

第1条 EnneVision 料金適用規約の適用開始日(平成 26 年 3 月 31 日第 002135 号)

この EnneVision 料金適用規約は平成 26 年 6 月 1 日から適用いたします。

第2条 関係約款等との関係

この EnneVision 料金適用規約は電力提供サービス利用契約約款体系における選択規約(エネビジョンプラン)といたします。

第3条 関係約款等の改正

この EnneVision 料金適用規約の発布、運用開始にあたり、電力提供サービス利用契約約款の改正を行うことといたします。

第4条 経過措置

- (1) この EnneVision 料金適用規約の適用開始日までの期間、すでにご契約のお客さまは、最低契約期間内に本契約を終了する規定にかかわらず、本契約を終了できるものとします。
- (2) 当社はお客さまご利用料金の請求におきまして、消費税等相当額の外税方式に移行することを予定しております。当社ホームページ等を通じてご案内させていただきます。

## 附 則

第1条 EnneVision 料金適用規約の適用開始日(平成 26 年 5 月 13 日第 000283 号)

この EnneVision 料金適用規約は平成 26 年 6 月 1 日から適用いたします。

第2条 改定内容

第5条(2)エネビジョン季節別時間帯別電灯の料金の二料金において、総額表示の料金に変更いたしました。

第3条 経過措置

この EnneVision 料金適用規約の適用開始日までの期間、すでにご契約のお客さまは、最低契約期間内に本契約を終了する規定にかかわらず、本契約を終了できるものとします。

## 附 則

第1条 EnneVision 料金適用規約の適用開始日(平成 26 年 10 月 19 日第 001364 号)

この EnneVision 料金適用規約は平成 26 年 12 月 1 日から適用いたします。

第2条 改定内容

第5条(2)エネビジョン季節別時間帯別電灯の料金の二料金(口)電力量料金において、中部電力エリアにおける料金を改定いたしました。

第3条 経過措置

この EnneVision 料金適用規約の適用開始日までの期間、すでにご契約のお客さまは、最低契約期間内に本契約を終了する規定にかかわらず、本契約を終了できるものとします。

## 附 則

第1条 EnneVision 料金適用規約の適用開始日(平成 27 年 6 月 26 日第 000496 号)

本規約は 2015 年 6 月 26 日から適用いたします。

## 第2条 改定内容

- (1) 第5条(2)エネビジョン季節別時間帯別電灯の料金の二.料金において、北海道電力エリアおよび九州電力エリアにおける料金を制定いたしました。
- (2) 第5条(2)エネビジョン季節別時間帯別電灯の料金の二.料金において、関西電力エリアにおける料金を改定いたしました。
- (3) 第5条(2)エネビジョン季節別時間帯別電灯の料金の二.料金の表示について、税込のみといたしました。
- (4) 本規約の年号表記について和暦から西暦に変更しました。
- (5) その他、形式的な事項等を修正いたしました。

## 第3条 経過措置

第5条(2)エネビジョン季節別時間帯別電灯の料金の二.料金により定められた、北海道電力エリアおよび九州電力エリアの適用開始日は2015年7月1日、関西電力エリアの料金の適用開始日は2015年10月1日といたします。

## 附 則

### 第1条 EnneVision 料金適用規約の適用開始日(2016年4月26日第000165号)

本規約は2016年6月1日から適用いたします。

## 第2条 改定内容

- (1) 第5条(2)エネビジョン季節別時間帯別電灯の料金の二.料金において、東京電力エリアにおける料金を改定いたしました。

## 第3条 経過措置

第5条(2)エネビジョン季節別時間帯別電灯の料金の二.料金により定められた、東京電力エリアの料金の適用開始日は2016年6月1日といたします。

## 附 則

### 第1条 EnneVision 料金適用規約の適用開始日(2016年7月26日第000600号)

本規約は2016年8月1日から適用いたします。

## 第2条 改定内容

- (1) 第5条(2)エネビジョン季節別時間帯別電灯の料金のロ.供給電気方式、供給電圧および周波数において、東京電力株式会社を東京電力パワーグリッドと変更したほか、東北電力エリアを追加しました。
- (2) 第5条(2)エネビジョン季節別時間帯別電灯の料金の二.料金 (イ)基本料金および(ロ)電力量料金に東北電力エリアを追加したほか、「A」を「アンペア」に、「kVA」を「キロボルトアンペア」に、「kWh」を「キロワット時」にそれぞれ表記を変更いたしました。

## 附 則

### 第1条 EnneVision 料金適用規約の適用開始日(2016年9月8日第000848号)

本規約は2016年9月15日から適用いたします。

## 第2条 改定内容

- (1) 第3条(EnneVision 料金適用契約の申込み)において、本規約に申込みいただく際の条件として、当社が提供している、インターネット上のサービス「EnneVision」の利用申込みが必要な旨を記載いたしました。
- (2) 第5条(契約メニュー)(2)イ.において、管轄電力会社が東京電力である対象建物において

は、2種類のメニューのうち、原約款別表 1-2(付加サービス料金等)イ.における基本割引の適用有無により、メニューが選択される旨を追記いたしました。

- (3) 第5条(契約メニュー)(2)エネビジョン季節別時間帯別電灯の料金のロ.供給電気方式、供給電圧および周波数において、標準周波数を50ヘルツとし、管轄電力会社が中部・関西・九州電力となる場合については60ヘルツとなる旨の記載に変更いたしました。
- (4) 第5条(契約メニュー)(2)二.(イ)において、電力会社の「〇〇電力エリア」という表記を「管轄電力会社が〇〇電力となる」という表記に変更いたしました。
- (5) 第5条(契約メニュー)(2)二.(イ)の表において、「管轄エリア」を「管轄電力会社」に、「東京電力」を「東京電力(I型)」に変更し、「東京電力(II型)」の料金プランを新たに設定いたしました。
- (6) 第5条(契約メニュー)(2)二.(ロ)の表において、「管轄エリア」を「管轄電力会社」に、「東京電力」を「東京電力(I型)」に変更し、「東京電力(II型)」の料金プランを新たに設定し、2016年9月30日まで有効の料金表といたしました。
- (7) 第5条(契約メニュー)(2)二.(ロ)の表において、管轄電力会社が九州電力である場合の料金プランを変更し、2016年10月1日から有効の料金表を新たに設定いたしました。

## 附 則

第1条 EnneVision 料金適用規約の適用開始日(2016年10月28日第001129号)

本規約は2016年10月31日から適用いたします。

第2条 改定内容

- (1) 第5条(2)二.(ロ)の表において、【2016年9月30日まで】の料金表を削除し、【2016年10月1日以降】の料金表を、有効な料金表といたしました。

## 附 則

第1条 EnneVision 料金適用規約の適用開始日(2017年7月31日第000220号)

本規約は2017年8月1日から適用いたします。

第2条 改定内容

- (1) 第5条(2)二.において、基本料金および電力量料金の設定基準について追記いたしました。
- (2) 第5条(2)二.(ロ)の表において、関西電力エリアにおける料金を改定いたしました。

以 上